

~「仁」それは親愛をもって接するこころ。 生涯を通してあなたと寄り添うこと。~

発刊:令和7年4月11日 4月号(第211号) 発行:社会福祉法人 敬仁会 ル・ソラリオン葛飾



〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-16-7 TEL:03-3601-3711 FAX:03-3601-3716





・ソラリオン葛飾

様には日頃よりご支援ご鞭撻をいただき、誠にありがとうございただき、誠にありがとうございただき、誠にありがとうございただき、誠にありがとうございます。 や和七年度が桜の開花とともにスタートし、当施設十八周年を迎えました。で開設十八周年を迎えました。で開設の基本理念である、専門性をつくるため、スタッフー同尽をつくるための設道が厳しい社会をも、今年度は経年劣化に対処をうぞ宜しくお願い致します。心の触れる皆様におかれましても何かとご不便をお掛け致しますが、たる皆様におかれましても何かる。とこれからもご理解とご協力のほど、何卒より、施設をご利用される皆様におかれましても何かとご不便をお掛け致します。。





チョコフォンデュ 🌏

















4階はチョコフォンデュ を行いました。 皆様上手にお菓子に チョコレートをつけて 召し上がっていました。















2階ではひなまつりに合わせ フルーチェを一緒に作りおやつ に食べました♪ 甘くておいしい、作るのが楽しい と喜んでいただけました。











厚生労働省からの通達をもとに各種報道でも案内されておりますとおり、現在使用している健康保険証は有効期限満了後は新たに発行されません。原則、後期高齢者医療保険の方は令和7年7月31日、国民健康保険の方は令和7年9月30日が有効期限となります。

マイナンバーカードは健康保険証のみでなく様々な機能を持つ大切なカードとなるため、施設でお預かりすることはできません。そのため皆様からは「資格確認証」をお預かりする事となりました。下記をご確認の上、必要な方は申請をお願いいたします。

【資格確認証の申請の必要はなく自動的に送られてくる方】

- マイナンバーカードを取得していない方、持っているが健康保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナ保険証の利用登録解除を行った方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療保険制度に加入された方、転居等により有効な医療被保険者証をお持ちでない方(令和7年7月末までの暫定措置)

【資格確認証の申請が必要な方】

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っている方
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ったが紛失した方、更新申請中の方

参考: 資格確認書について(マイナ保険証を使わない場合の受診方法) | 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 45470.html





※予定は変更になる 場合があります。

~編集後記~

今年も3月末に桜が満開になり、近所の桜のライトアップを見に行くなどして春を満喫することができました。

ところで皆さんは『春の7K』をご存じでしょうか? 『春の7K』とは、春の天気の変化による「乾燥」 「強風」「黄砂」「気圧差」「寒暖差」「花粉」「雷」の7 つの要素の事を指し、体調不良を引き起こす可能 性があると考えられています。

「なんだか体調が優れないな。」と感じていたら、も しかしたらこの中に原因があるのかもしれません。 そんな時は無理をなさらず、体を労わってみてくだ さい。 (K. K)